

川島町空き家等入居促進事業補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 1 5 日
川島町告示第 4 4 号

(目的)

第 1 条 この告示は、川島町空き家等対策計画に基づき、町内に所在する空き家等に入居しようとする個人に対し、必要な費用を補助することで空き家等の利活用を推進し、もって地域の活性化につなげることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 原則として町内に所在する一戸建ての住宅又は併用住宅（長屋及び共同住宅を除く）のうち、建物の床面積の過半が住宅として使用されていたもので、概ね年間を通して使用実績がない等長期にわたって居住その他の使用がなされていない状態にあるものをいう。
- (2) 市街化区域 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 2 項に規定する区域をいう。
- (3) 市街化調整区域 都市計画法第 7 条第 3 項に規定する区域をいう。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる空き家等の取得費用（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 購入費 自らが居住することを目的とした空き家等の購入費
- (2) 仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和 2 7 年法律第 1 7 6 号）第 4 6 条第 1 項に規定する空き家等の売買取引等が成立した際に宅地建物取引業者が受けることができる報酬
- (3) 引越費用 空き家等に入居する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用

- (4) その他 町長が必要と認める費用

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は交付の対象としない。

- (1) 入居しようとする空き家等の従前の所有者が 6 親等以内の血族、配偶

者、3親等以内の姻族に当たるもの

(2) その他町長が適当でないと認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる所有者等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

(1) 交付申請時点で、川島町空き家バンク制度実施要綱（平成24年告示第78号）に基づく空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）の利用希望者台帳に登載された者で、町内に所在する空き家等に入居して5年以上居住する意思がある者。

(2) 本人及びその者が属する世帯全員が、町税を滞納していないこと。

(3) 本人及びその者が属する世帯全員が本要綱に規定する補助金の交付を受けていないこと。

(4) 川島町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の構成員等でないこと。

(補助対象空き家)

第5条 補助の対象となる空き家等は、町内に所在する空き家等のうち、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

(1) 空き家バンクに物件登録されているもの

(2) 所有権以外の権利が設定されていないもの

(3) 空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条に掲げる勧告を受けていないもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費を支出する日が属する年度の町の予算の範囲内において、別表第1の補助対象経費欄に掲げる区分ごとに、同表補助率欄に掲げる率を乗じて得た額とし、同表補助金限度額欄に掲げる額を上限とする。この場合において、当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助金の交付は、同一申請者（同一の世帯に属する者を含む。）に対して、1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、第3条に掲げる補助対象経費に該当するか否かについて、事前に町と協議を行わなければならない。過去に当該空き家等について協議を行ったことがある場合も同様とする。

2 補助金の交付申請にあたっては、川島町空き家等入居促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2の添付書類欄に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、同時に複数の補助対象経費に係る申請する場合は、重複する書類の提出は1部で足りる。

（交付決定等）

第8条 町長は、前条第2項に規定する補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは川島町空き家等入居促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、交付しないことを決定したときは川島町空き家等入居促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（変更承認申請等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象経費に変更が生じ、補助交付額にも変更が生じるときは、川島町空き家等入居促進事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に、別表第2に掲げる書類のうち必要な書類を添付して町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認を決定したときは、川島町空き家等入居促進事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 交付決定者は、当該申請に係る空き家等への入居を取りやめるときは、川島町空き家等入居促進事業中止届（様式第6号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、第8条又は前条第2項の通知を受けたときは、速やかに川島町空き家等入居促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付す

るものとする。

（転居の届出）

第 1 1 条 交付決定者は、第 4 条第 1 号の意思に反して転居する場合は、あらかじめ町長に届け出なければならない。届出の方法については、別に定める。

（交付決定の取消し）

第 1 2 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付決定の内容に違反したとき。

（3）この告示の規定に違反したとき。

2 町長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、川島町空き家等入居促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 1 3 条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（書類の整備等）

第 1 4 条 補助対象者は、補助対象経費に係る帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、交付決定通知日及び変更承認通知日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第 1 5 条 交付決定の日から 5 年を経過するまでの間（以下「処分制限期間」という。）に、補助事業により取得した空き家等を売却し、譲渡し、交換し、貸付をし、又は担保に供してはならない。ただし、天災その他の補助対象者の責めに帰すことのできない事由のある場合又は町長が特に必要があると承認した場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた空き家等を売却、譲渡、交換、貸付又は担保に供した場合は、別表 3 に掲げる区分に応じ、同表に定

める金額を町長に返還しなければならない。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1 （第 6 条関係）

補助対象経費	補助率	補助金限度額
市街化区域に所在する空き家等の 取得に係る補助対象経費	3 分の 1 以内	5 0 万円
市街化調整区域に所在する空き家 等の取得に係る補助対象経費	3 分の 1 以内	1 0 0 万円

別表第 2（第 7 条、第 9 条関係）

補助対象経費	添付書類
購入費	(1) 売買契約書又は売買契約の内容がわかる書類の写し (2) 当該住宅の登記事項証明書の写し (3) 当該住宅入居後の住民票の写し (4) 川島町空き家利用登録完了通知書の写し (5) 町税を滞納していないことを証明するもの (6) その他町長が必要と認めるもの
仲介手数料	(1) 売買契約書又は売買契約の内容がわかる書類の写し (2) 仲介手数料の額を明示する領収書の写し (3) 当該住宅の登記事項証明書の写し (4) 当該住宅入居後の住民票の写し (5) 川島町空き家利用登録完了通知書の写し (6) 町税を滞納していないことを証明するもの (7) その他町長が必要と認めるもの
引越費用	(1) 引越に係る領収書等の写し (2) 当該住宅の登記事項証明書の写し (3) 当該住宅入居後の住民票の写し (4) 川島町空き家利用登録完了通知書の写し (5) 町税を滞納していないことを証明するもの (6) その他町長が必要と認めるもの

別表第 3（第 1 5 条関係）

交付決定及び変更承認の日からの経過年数	返還金額
1 年未満	補助金の交付額の 1 0 0 %相当額
1 年以上 2 年未満	補助金の交付額の 8 0 %相当額
2 年以上 3 年未満	補助金の交付額の 6 0 %相当額
3 年以上 4 年未満	補助金の交付額の 4 0 %相当額
4 年以上 5 年未満	補助金の交付額の 2 0 %相当額
5 年以上	返還なし

様式第 1 号（第 7 条関係）

川島町空き家等入居促進事業補助金交付申請書

年 月 日

川島町長 あて

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

川島町空き家等入居促進事業補助金の交付を受けたいので、川島町空き家等入居促進事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

補助金申請額	金 円
対象空き家等所在地	川島町
規 模	延床面積 平方メートル ・ 階数 階
建 築 年 月 日	年 月 日
補助対象経費の区分	☐ 購入費 ☐ 仲介手数料 ☐ 引越費用
補助対象経費の総額	金 円
入 居 予 定 日	年 月 日
誓 約 事 項	☐対象空き家等は 6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族が所有していたものではありません。 ☐対象空き家等に入居し、川島町に転入及び転居後 5 年以上居住します。 ☐交付決定日から 5 年を経過せずに対象空き家等を売却、譲渡、交換、貸付、担保に供した場合は、別表第 3 に基づき補助金相当額を返還します。 ☐申請者及び申請者の世帯全員は暴力団員ではありません。 上記の記載事項に誤りがないことを誓います。 氏名 (自署)

※添付書類 川島町空き家等入居促進事業補助金交付要綱別表第 2 に掲げる書類

様式第 2 号（第 8 条関係）

川島町空き家等入居促進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次の
とおり決定したので、川島町空き家等入居促進事業補助金交付要綱第 8 条の規
定により通知します。

補 助 年 度	年度
申 請 者 氏 名	
対象空き家等所在地	川島町
交 付 金 額	金 円
備 考	

様式第 3 号（第 8 条関係）

川島町空き家等入居促進事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長

年 月 日付けで申請のあった川島町空き家等入居促進事業補助金については、次のとおり不交付と決定したので、川島町空き家等入居促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

不交付の理由	
--------	--

様式第 4 号（第 9 条関係）

川島町空き家等入居促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日

川島町長 あて

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助金について、次のとおり変更したいので、川島町空き家等入居促進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

対象空き家等所在地	川島町
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
添 付 資 料	(1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの (2) その他町長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 9 条関係）

川島町空き家等入居促進事業補助金交付変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長

年 月 日付けで変更申請のあった補助金について、次のとおり承認したので川島町空き家等入居促進事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

当初交付決定年月日	年 月 日 第 号
当初交付決定額	金 円
変更交付決定額	金 円

様式第 6 号（第 9 条関係）

川島町空き家等入居促進事業補助金中止届

年 月 日

川島町長 あて

（申請者）住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付けで申請した事業につきまして、次のとおり中止
したいので、川島町空き家等入居促進事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定
により届け出ます。

中止の理由	
-------	--

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

川島町空き家等入居促進事業補助金交付請求書

年 月 日

川島町長 あて

（交付決定者）住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付の決定
を受けました川島町空き家等入居促進事業補助金について、川島町空き家等
入居促進事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により下記のとおり請
求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名		本・支店名	
口座番号	普通・当座		
フリガナ			
口座名義			

※ 上記の内容がわかる預金通帳の写し等を添付してください。

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

川島町空き家等入居促進事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

川島町長

年 月 日付けで交付を決定した川島町空き家等入居促進事業補助金については、下記のとおり交付の決定を取り消しましたので、川島町空き家等入居促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定者氏名
- 2 対象空き家の所在地
- 3 取消理由